

「平成20年度 第1回景観づくり推進会議」についての個別回答

		No.	上富良野町の考え方と回答
全般的なこと	P1-5.	1	政策調整会議とはどういう組織なのか教えて頂きたい。 上富良野町行政組織内会議設置規則(平成11年4月1日規則第11号)に基づく会議は、(1)課長会議と(2)政策調整会議の2つがある。 課長会議は、町長が主宰し、副町長、教育長及び全課長により構成し、組織内の情報交換又は総合調整を行い協力体制を確立するとともに、組織としての基本的な意志統一を図る。 政策調整会議は、副町長が主宰し、総務課長・町民生活課長・保健福祉課長・産業振興課長・建設水道課長・教育振興課長により構成し、組織内の横断的な協議の中で施策を評価し、上富良野町総合計画に基づき効率的な町政の推進を図る。
		2	上記会議に提出した意見書をご開示頂きたい。 添付のとおり。
		①堀氏の意見が一部しか引用されていないので、堀先生の意見全般を開示して頂きたい。②堀氏は推進会議のアドバイザーなので、聞きたいのだが、『p2下 80点、78点』の数字の根拠を説明して下さい。③「p3上 誤差の範囲」とはどう言う意味か。④堀氏の過去における町への滞在の記録、招聘費用を提示して下さい。 ①堀教授は当日会議欠席のため、文書による意見を求めている。意見内容は添付のとおり。 ②該当の加藤氏発言は、加藤氏が荒田氏(アラタビル社長)とともに上京した際に、堀教授との面談内容を披露したもので、召集会議席上のものではないため、その真意を承知し得ないものである。なお、堀教授はアドバイザーではなく、推進会議の委員(学識経験者)であり、町長の諮問に答えた内容ではないので、町としては関知しないことである。 ③同上 ④過去には、H19.3.7、H19.3.26、H19.4.27、H20.3.24、H20.9.1の5回の推進会議を開催しているが、東京在住のため日程が合わず、全て欠席で一度も出席していない。その都度書面により意見書の提出をいただき、年間費用を謝礼(出席旅費込みの定額)として支払っている。堀教授は「景観づくり基本計画」の策定業務委託(委託先-㈱ドーコン)のコンサルタントとして関わったため、自らの継続研究対象として上富良野町を位置づけており、ボランティアの考えで委員をなされている。	
	4	今回の件は、景観づくり条例を基に判断しているのか。 景観づくり条例では、(事業者の役割)として、「第5条 事業者は、自らの事業活動が、景観づくりに深い関わりをもつことを認識し、景観づくりに関する知識及び技術の向上に努めるものとする。 2 事業者は、景観づくりに関する町民の活動及び町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」と規定している。なお、現在第12条に基づく景観づくり重点地区の指定がないため、第15条(重点地区等内の行為の届出)が適用されず、第16条及び第17条の運用はできない。しかし、第18条第2項「2 景観推進会議は、この条例の規定に定められた事項及び町長の諮問に応じ景観づくりに関する事項を調査し、審議するものとする。」を適用して、意見を諮問したものであり、条例に基づいて判断している。しかし、諮問・答申に基づく結果を、事業者に通知した行為は、条例に規定された権能を超えると判断される要素があるため、町の考え方をお知らせするレベルとしている。	
	5	景観づくり条例に抵触していないのか。 景観を固定・保護の一面から見ると、景観づくり条例に抵触している要素は高いが、 (基本理念) 第3条 景観づくりは、上富良野町の景観が町民の誇りとなるよう推進されなければならない。 2 景観づくりは、優れた自然、地域産業、文化や歴史を重んじ、次代に継承するよう推進されなければならない。 3 景観づくりは、町民、事業者及び町の役割を明確にし、協働により推進されなければならない。 の視点では、景観保護と同時に地域産業と調和した景観づくり(形成と創造)も含んだ考え方であり、抵触していないと判断せざるを得ないが、好ましい事業とはいえない。	
議事内容について	P1-小玉氏	6	「地域との調整を行い問題の無いように了解を得て」とあるが、近隣で了解を取りに来ていないし、知らされてもいない所がある。高い建造物になるので、さらにもっと広い範囲に周知連絡、了解を得る必要があるのではないのか。 小玉氏の意見であり、意見答申に反映されているが、あくまで事業者の自主的な取り組みとして促すものであり、義務化したり必要条件となるものではない。
		7	地域住民に同意書を取る必要はないのか。 第3条(基本理念)及び第5条(事業者の役割)の規定を具現化する一つの方法であり、事業者の考え方次第に基づくものである。景観法、北海道景観条例又はかみふらの景観づくり条例のいずれにも規定されない、事業者の任意の行為である。
	P1-小玉氏	8	(テディベア地区)の了解『すぐ近くで上から見下ろされるので、プライバシーの侵害になる』はきちんと取れたのか。 小玉氏の私見であり、プライバシー侵害の有無は当事者間で処理すべき内容である。 なお、プライバシーに関する事業者の対応は、第3条(基本理念)及び第5条(事業者の役割)の規定を具現化する一つの方法であり、事業者の考え方次第に基づくものである。景観法、北海道景観条例又はかみふらの景観づくり条例のいずれにも規定されない任意の行為である。

		No.	上富良野町の考え方と回答
P2ー濱本氏	9	「トリックアートの建物が立っていなければ自然が一番いいんだけど」とあり、トリックアートが、景観破壊の要因であることを認めていて、その上で、そこにもう一つできてもかまわない、と言う論法は、堀氏の論法に則ったものと思われるが、15と同様、全く理解しがたい。非常に大きい建造物である観覧車は、格段に景観を阻害する物と思われるが、どう説明するのか。	浜本氏個人の視点に立った意見であり、真意は測れない。 ※構造物が景観障害物という基準からいえば、道路(標識類を含む)・駐車場・電力線支柱・電話線支柱・防火水槽・展望台・店舗・ホテル・ギャラリー・簡易別荘等深山峠地区にあるもの全てが、程度の大小があるが、景観を傷害するものである。
P2ー濱本氏	10	「8月4日里仁地区の住民会役員が集まって」とあるが、11月上旬時点で住民会員で観覧車建設の事を知らない者が多数いた。6とも関連するが、連絡周知していない。事後連絡すらない。どういうことか。さらに、「里仁地区において賛成」と言う表現になっているが、連絡もされていないのに、「賛成」とは、欺瞞ではないか。さらに里仁地区以外の地区の人にも知らせるべきではないのか。	役員会の決定を住民総意とすること、住民への通知方法に関する事など、住民会の運営を含めた内部の問題であり、関知し得ない。 なお、住民会説明は、第3条(基本理念)及び第5条(事業者の役割)の規定を具現化する一つの方法であり、事業者の考え方次第に基づくものである。景観法、北海道景観条例又はかみふらの景観づくり条例のいずれにも規定されない任意の行為である。
P2ー加藤氏		「1年や2年で採算がどうのこうのじゃ困るのでしっかり計算してもらいたい。」	
	11	アラタ側から収支計画に関する報告はあったのか。	収支計画を求める権限はないが、事業者への聴聞の際に、金融機関からの融資を受ける際に計画審査を受けたとの発言がある。銀行融資を受けられるレベルの健全計画を有していると解釈している。
	12	仮に収支計画に関する報告があったとしても、この会議の後のことになる。その報告なしに、賛成と結論付けることに問題はないか。	景観づくり推進会議は、収支計画を審査する権限もないため、提示を求めることもなく、その結果を賛成又は反対とする組織決定権を持っていない。加藤氏の個人意見である。なお、景観づくり推進会議は、町長からの諮問において合議結果を求められる場合を除き、合議体ではない。
P2ー加藤氏 (堀先生の意見)	13	「ただ一端工作物で景観を阻害要因になったところにひとつ阻害要因が増えても80点の景観が78点になってもなんの影響もない。」とあるが、観覧車は50mもの大きい建造物で、他の建物と比較にならないほど大きいのだから、そう言う説明には全く説得性がない。誤った論法と考えるが、どう説明するのか。	堀教授の発言内容は、加藤氏との私的懇談におけるものの引用と解釈する。 ※会議録は、会議の中での自由発言を記録したものであり、これは外部へ向けた責任を担保するものではない。また、発言の内容を全てが信憑性のあるものとして位置づけておらず、その確認が取れない発言は、最終まとめの意見書には反映していない。
P3ー加藤氏	14	「滞留時間を長くする」「農産物や特産品などを提案」とあるが、現在既に行っている事で、観覧車と関連して新たにという事にはならないので、そう言う期待はあまり出来ないと思うが、どう思うか。	加藤氏との私的懇談における堀教授の発言内容の引用であり、その内容の真偽、堀教授の意図するところは不明である。 No.13の※印に同じ。
P3ー加藤氏 (堀先生の意見)	15	「崩れたところにひとつ増えても誤差の範囲」なぜ誤差と言えるのか？9と同様、理解しがたい論法だ。この論法で行くと、1軒目ができれば、もう何軒でも建造物ができてほとんど同じで、景観は悪化しない、と言う判断で、常識的に納得しがたい。どう説明するのか、詳しく知りたい。	加藤氏との私的懇談における堀教授の発言内容の引用であり、その内容の真偽、堀教授の意図するところは不明である。 No.13の※印に同じ。
P3ー濱本氏	16	「深山峠観光開発振興会も全員町にバックアップしてほしいと言っている。」全員というのは誤りである、会員の中に振興会から観覧車のことを聞かされていない者がいる。訂正して頂きたい。	濱本氏の伝聞発言であり、その真偽を確認できないため、今般の意見答申には反映しない内容である。 No.13の※印に同じ。
P3ー加藤氏		「資金を投入したり」	
	17	資金を投入する方向で進んでいるのか。	資金を投入せず、費用を要しない事業は想定できない。たとえ、ボランティアによる事業であっても、寄付された労力を消費することになる。
	18	町が補助する、ということか。	金融機関借入れによる自己資金と聞いている。
P3ー事務局他	19	鉄塔と観覧車の議論は結局どうなったのか。	事務局を担当する建設水道課では、かみふらの景観づくり条例を所管しており、好ましくない建造物と考えている。
	20	鉄塔は移動(反対)、観覧車は設置(賛成)という結論になるのか。	一貫して景観障害の可能性のあるものとして、景観づくり条例の趣旨に基づき、変更又は中止などの事業再考を伝えている。

	No.		上富良野町の考え方と回答
P4－濱本氏	21	「彼は阻害要因にならないようにこっそりと立てて」とあるが、こっそりとはどういう意味か。	濱本氏の個人発言であり、真意が測れない。 No.13の※印に同じ。
P5－会長	22	「車で通ってあの国道を走ってほとんど影響はない。」何を根拠に言っているのか。ジェットコースターの路から見れば景観阻害になるとは考えないのか。説明して頂きたい。	会長の個人的感想であり、説明を要する内容ではない。 No.13の※印に同じ。
P5－会長	23	「すごいものができたな」と肯定の発言があるが、「何だこれは！」と違和感、不快感を持つ人もいる事は考えられないのか。	会長の個人的感想であり、説明を要する内容ではない。 No.13の※印に同じ。
P5－濱本氏	24	「上富良野には観覧車が出来る」と観光客は上富良野に滞留する。」何を根拠に言っているのか？説明して頂きたい。	濱本氏の個人的発言であり、説明を要する内容ではない。 No.13の※印に同じ。
P5－事務局		「みなさん賛成と言うことでいいですね。」	
	25	賛否を問うたのか。(多数決をとったのか。)	諮問においては賛否を問う合議を求めているが、賛成意見と反対意見がある場合は、答申意見書作成において、賛成意見と反対意見をそれぞれ区分して集約する必要がある。 意見全般の内容から、反対意見はなく、賛成意見部分のみの記載となることを確認したものである。
	26	賛成何票、反対何票なのか教えて頂きたい。	意見の発言内容により、賛成方向の意見が全体であることを確認発言したものである。
	27	賛成ありきで、話が進んでいるように思えてならない。いかがですか。	景観づくり推進会議委員は、景観づくり条例の及ぶ権能を承知しており、事業者が計画中止を判断しない限り、施設立地はなされることを前提として意見を出している。 なお、本会議で全員が反対の意見を答申し、町長がこれを受けて建設反対の表明をすることは、経済活動への不当介入が懸念されるため、事実上困難な対応である。
P6－事務局		「この部分で行くと北海道の景観計画のなかで動くようになります。アラタさんが4月1日前にやるのであればこれにはかかってはきません。」	
	28	4月1日前までに着工すればいいということか。完了の日ではないのか。	事務局側の説明誤りで、「5月2日前」が正しい。 経済活動の中には、計画立案から実施まで数年かかる場合もあり、法令を施行する場合には、基本条項の施行後、権限(規制)条項の発動までは一定の期間を置くのが一般的である。 権限条項がすぐに発動すると、投資部分が即時に損失となるため、適正な経済活動を阻害しないように、北海道景観条例の場合には、基本条項はH20.4.1施行、規制条項はH20.10.1施行、規制条項の適用は羊蹄山麓広域景観形成推進地域(ニセコ町以下7町村)はH20.11.1以降の着手行為、羊蹄山麓広域景観形成推進地域及び景観行政団体市町村(札幌市以下11市町)以外はH21.5.2以降の着手行為から適用される。上富良野町内は、H21.5.2以降の着手行為から適用され、届出はH21.4.1から受付が開始する。 着手行為の始期をどうとるのかは道所管に確認を要するが、建築確認申請ならばH20.9.8、建築確認通知ならばH20.11.17となり、届出対象外となっている。
	29	4月1日前までにやれば、どこの審査(道、町)も受けなくていい、ということなのか。	建築基準法に基づく建築確認を要する。H20.5.1までに着手行為をする場合は、景観に関する届出などの必要行為は一切ない。
	30	北海道景観計画、上富良野町が景観行政団体になる前、つまり審査が厳しくなる前に、観覧車のことを進めてしまおう、という意図が見られるように感じる。説明して頂きたい。	もしも、上富良野町が景観行政団体になる手続きをH20.4.1開始していたとしても、現行条例の改正手続き期間、景観基本計画の作成、権限条項の発動猶予期間を考慮すると、おそらく2年間ほどの期間を要するので、H22.4.1以降の着手行為から適用できることが想定予測される。 景観行政団体となることについてはH20.4月から手続きを予定していたが、北海道景観条例の内容が町の規制予定と同等のため、同様な考えの道内市町村の動向を見るため、現在事務を中断している。 規制条項の適用まで半年の余裕があること、また、観光シーズン前の完成を目指すスケジュールとしては妥当であること、北海道景観条例の規制について町から知らせるまで知らなかった様子から、いわゆる駆け込み計画とは思えない。
P6－加藤氏、事務局	31	「9月までに設計と確認審査を終えるようになっているが無理である。」(加藤氏) 「旭川のサンタプレゼントパークのものをもってくる。」(事務局) サンタプレゼントパーク(中古)のものを持ってくれば、上記の件はクリアされるのか。	中古でも、新設でも全く区別されない。

		No.	上富良野町の考え方と回答	
	P6-会長	32	「今後課題がこれに関してもあると思いますがその際はご審議されますよう」とある。要望すれば、審議されると解釈していいのか。	計画が中止される場合や計画内容(建設位置・色調・設置方向)の変更等があれば、再度町長から意見諮問をする場合もある。
追加資料			『「上富良野町景観づくり推進会議」の意見を聞いて、事業者に景観についての協力を求める通知を行っています。 ちなみに、深山峠地区観覧車設置に関する答申意見は次の4点で、事業者に通知しました。 1、かみふらの景観づくり条例及び上富良野町景観づくり基本計画を理解し、できる限り景観に配慮した計画実施を望みます。 2、地域の理解を得る必要があります。 3、地域との発展のため、経営方針等しっかりとした計画を示す必要があります。 4、地域と町の発展のため町も支援が必要であります。』	
	追加資料について	33	ここの2について、こう記載されていると言うことは、地域の理解を得る必要があるのに、質問6、10で触れているように、この会議の9月1日時点で多数の地域住民が、理解どころか知らされてもいない、という事実は、この項目を満たしていないという事で、町も事業者も積を果たしていないと考えるが、どう答えるのか。	意見として伝えたもので、事業者に義務が発生したり、上富良野町がその実行を求める権限はない。
		34	ここの2について「地域」とはどこをさすのか。	建設する場所周辺を指し、地区名としては深山峠地区を意味するのが妥当である。景観に関する問題なので、見える範囲とする意見も想定されるが、安易な判断は今後の北海道景観条例が北海道のほぼ全域をカバーすることから、一般例としての明確な判断はできない。
		35	ここの3について、質問11、12でも触れているが、さらに従業員他様々な人がアラタ工業等の経営状態を心配する向きもある。経営実態が心配なので、アラタ工業等の協力も必要かもしれないが、経営実態を開示して下さい。(融資の際、観光協会も推薦団体になっている。)万一倒産した場合、観覧車が放置される可能性があるが、大丈夫なのか、お答え頂きたい。	町の条例も含めて法令に規定がないため、町に権限・権能がなく、開示には対応できない。 どうしても必要な情報ならば、反対団体として(株)アラタビルに開示要求をすることを検討されたい。 なお、融資の推薦は、事業者が自ら加盟している観光協会に依頼したものである。
		36	ここの4について、観覧車が営業中止しアラタ工業が撤去しない場合、町が撤去する覚悟があるのか。またその場合撤去費用の負担に町民の理解が得られると思うか。	アラタビルでは、景観づくり推進会議での聴聞の中で、不要になった場合は責任を持って撤去する旨を表明しているが、撤去までを町が考慮する必要性は想定していない。 撤去しない場合は、私有地内であるという障壁はあるが、法的手段も検討しなければならないと考える。
全般について		37	観光客のニーズを理解した上での判断か。(全国からこれ程反対署名が来ている。書いているのはほとんど観光客となる人達である。)	町の判断が、事業者の計画の推進や中止につながるような事があってはならないと考えており、同時に町の権限、権能は事業計画の可否には及ばない。
		38	推進会議の会長である穂吉氏の息子がアラタ工業で働いている。ということはアラタ工業に好意的な発言が出てもおかしくはない。公平性の立場から本会議の委員として不適切であり、出席すべきではないのではないか。お答え頂きたい。	穂吉氏の子息が(株)アラタ工業に勤務していることは承知したが、当該事業は(株)アラタビルであり別法人である。代表取締役は同一人物であり、影響力が及ぶという懸念があるが、景観づくり推進会議が合議決定、権限執行機能を持たないという意味では、事業者本人が景観づくり推進会議委員に入っていたとしても、好ましくはないとはいえ、不適切とはいえないと考える。